

文瀾閣本『三朝北盟會編』初探

毛利英介

A Brief Study on Sanchao-beimeng-huibian of Wenlange Siku-quanshu Edition

MORI Eisuke

This article denotes an elementary study of the Wenlange Sikuquanshu 文瀾閣四庫全書 version of Sanchao-Beimeng-huibian 三朝北盟會編.

Most of the Wenlange version was lost during the Taiping Heavenly Kingdom; therefore, this version incorporates both the original and supplementary manuscripts. This article examines both segments of the volume.

The circumstances of the revision of expressions relating to “barbarians” in the original manuscript section are compared to the Wenyuange 文淵閣 and Wenjinge 文津閣 Sikuquanshu versions. The revision instructions for Sikequanshu quoted in the Xu version 許本 are also compared. The results illuminate that the revisions accomplished in the Wenlange version tended to correspond most closely to the revision instructions recorded in the Xu version.

The source text is examined in the study of the supplementary manuscripts section. Specifically, it is elucidated through an examination of Xuanhe-yiji-fengshixingchenlu 宣和乙巳奉使行程錄 included in Volume 20 of Sanchao-Beimeng-huibian that the Yuan version 袁本 is the most likely source text.

キーワード：三朝北盟會編 (Sanchao-beimeng-huibian)、四庫全書 (Sike-quanshu)、文瀾閣 (Wenlange)、文津閣 (Wenjinge)、文淵閣 (Wenyuange)

はじめに

近年、日中の学界で『三朝北盟会編』（以下『会編』と略記）が再注目されている¹⁾。周知のごとく、『会編』は北宋末・南宋初あるいは遼金史研究上の基本的史料として知られている。ただし、従来十分に研究に利用されて来たとは言いがたい側面がある。よって近年の状況を再注目と称するものである。

『会編』が従来十分に利用されて来なかった背景は複数あるだろうが、その一つに版本上の問題が存在する²⁾。それは、『会編』が長らく鈔本として伝来したゆえに文字の誤脱が多く、そのため光緒年間に出版され現在もよく利用される二種の版本³⁾も依拠するのに不安が残ることであった。しかし近年相対的に良質な明鈔本が比較的容易に閲覧可能となり⁴⁾、中国で精密な版本研究が進んで来ている⁵⁾。着実な裏付けのある形での『会編』の利用が目下ようやく準備されつつあると言っている。

さてそのような『会編』の版本研究の流れに掉さし、本稿では文瀾閣四庫全書本『会編』（以下、適宜「文瀾閣本」と略記）について検討したい。なお文瀾閣本の特徴は本論で述べるが、結論的に述べれば『会編』の版本として拠るべき価値があるものではない。それにもかかわらず本稿の主題として文瀾閣本を取り上げるのは、

- ・『会編』の数ある版本の一つとして
 - ・四庫全書、特に文瀾閣四庫全書所収の書物の一つとして
- の二方向から一定の検討価値があると考えからである。

それでは以下、まず第一章で文瀾閣本の基本的な情報について紹介した後、第二章と第三章で文瀾閣本の原鈔部分と補鈔部分（それぞれ後述）について各々検討することとする。

1) 最新の成果として、京都大学人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究センター 2021 の刊行や後掲の邱靖嘉氏の一連の研究を挙げておく。

2) 『会編』の版本のおおよその状況については古松 2021 に手際よくまとめられる。

3) 袁祖安活字本（光緒 5（1879）年刊、以下「袁本」と略記）及び許涵度刻本（光緒 34（1908）年・宣統 2（1910）年刊、以下「許本」と略記）。袁本は 1962 年に台湾の文海出版社から影印出版され、現在でも一定の影響がある。ただし許本の影印本が 1987 年以後上海古籍出版社から繰り返し出版された結果、許本が現在の通行本と言うべき存在となっている。

4) 中国国家図書館の所蔵する明鈔本のうち二種が、中華再造善本・四部叢刊四編の一種としてそれぞれ影印されたことを指す。その他、後者を含めた多くの明清鈔本が同図書館のウェブサイト上から閲覧可能となったことは重要な史料状況の転換であった。これらの点などは毛利 2020 でも論じた。

5) 邱靖嘉氏による一連の研究（邱靖嘉 2018・邱靖嘉 2019・邱靖嘉 2020）が重要である。

1 文瀾閣本の現状について

本章では二章・三章での具体的な議論に先立ち、文瀾閣本の伝来と現状などについて紹介しておく。

文瀾閣は清乾隆帝が設置した四庫七閣のうち南方に置かれたいわゆる南三閣の一つであり、杭州の西湖近くに所在した。清末に太平天国により大打撃を受けた南三閣だったが、文瀾閣四庫全書のみは過半は失われたものの一部は回収され（原鈔）、失われた部分も清末から民国期にかけての大別して三次の事業⁶⁾により新たな鈔本で補完すること（補鈔）でその規模を回復した。その後日中戦争時には貴州に一時疎開させられて難を逃れ、その結果文瀾閣四庫全書は杭州の浙江図書館に現存している⁷⁾。

この文瀾閣本四庫全書は2015年に杭州出版社から影印出版されており、現在は閲覧が比較的容易になっている⁸⁾。四庫全書は文瀾閣本の影印本が広く流通しているが、その他にも文津閣本も商務印書館から2005年に影印出版されており、こちらは日本国内でも立命館大学図書館に所蔵されている。よって現在では文瀾閣本・文津閣本・文瀾閣本という三種の四庫全書の影印本が存在し、その比較検討が可能となっている。本稿もこのような出版状況に裨益されている。

現行の文瀾閣本『会編』も上記のような亡失と補完という文瀾閣四庫全書の全体的な状況を反映しており、一部が原鈔であるだけで過半は補鈔である。その具体的状況について、「文瀾閣四庫全書燹後原鈔表二」（張崑 1935 付録）に基づいて紹介しておこう⁹⁾。

6) 丁丙による補鈔（＝丁鈔、光緒8（1882）年-14（1888）年）・錢恂による補鈔（＝乙卯補鈔、民国4（1915）年-12（1923）年）・張宗祥による補鈔（＝癸亥補鈔、民国12（1923）年-13（1924）年）である。規模としては丁鈔が圧倒的に大きい。

7) 以上、顧志興 2018 の4-6章参照。また近年の日本における文瀾閣四庫全書に関連する研究として吾妻 2019 を挙げておく。

8) ただし日本国内での所蔵を知らない。そのため本稿の執筆に必要な箇所に関しては、一部を台湾大学図書館で直接閲覧したほかは中国社会科学院の康鵬氏の協力を得た部分が多い。ここに記して謝意を表す。

9) 原鈔の「卷 33-42」及び「卷 48-68」が何冊に分かれその区切りの巻数がどこかについては、後述のように文瀾閣本の影印本に確認できる押印に基づいて筆者が加えた情報である。なお筆者が直接影印本を手にとって検出出来ない部分が多いため、実際には影印本では『会編』の原鈔部分が多い可能性は存在する。これは、戦後も継続的に文瀾閣四庫全書の原鈔部分の回収作業が進められているからである。その点で本稿は暫定的作業に止まるが、論旨に影響は与えないと考える。

全 44 冊：全 250 卷

当初回収された原鈔：8 冊：47 卷（卷 33-37、38-42、48-52、53-58、59-63、64-68、85-92、243-250）

後に買い戻された原鈔：1 冊：4 卷（卷 5-8）¹⁰⁾

丁丙による補鈔：35 冊：199 卷

なお原鈔部分では各冊の冒頭と末尾に印がなされているのが影印本でも確認可能であり¹¹⁾、その無い補鈔部分との区別が可能である。内容面から見ても、第二章の検討とも関連するが、補鈔部分は原鈔部分には存在する「刪改」が行われておらず、両者は容易に判別がつく。

2 文淵閣本原鈔部分と許本の関係について

本章では、文淵閣本の原鈔部分について検討を行う。原鈔部分に対する検討としては、他の四庫全書本、具体的には影印出版されていて利用が可能な文淵閣本・文津閣本との差異について考えたい。

ここでまず述べておくと、鈔本であることもあり三者の間に文字の異同はもちろん存在するが、筆者が部分的に確認した限りでは根本的な差異は存在しない。三者はいずれも同じ底本に基づくはずであるので、これ自体は当然とも言える¹²⁾。ただし、極めて大きな相違が生じている部分が存在する。それは「刪改」に関してである。

広く知られるように、満洲人の皇帝を擁する清朝が行った四庫全書の編纂作業においては、「夷狄」に関わる語彙を中心に、削除（＝刪）や修正（＝改）が行われた。四庫全書が一種の言論統制ともされる所以の一つである。そしてそれは四庫全書各本の『会編』でも例外ではない。むしろ「女真による中華への侵略」を叙述する『会編』は重要な標的の一つだったとも言える。

そのような中で、目下『会編』の通行本である許本はその刪改の指示が夾注として収録されていることが特徴であり、そのため許本に基づいた上海図書館本は「四庫底本」とも称される（劉浦江 2019）。ただし、その刪改の指示が実際の四庫全書（主として広く行われている文淵

10) 錢恂 1923・楊立誠 2008 には記載がない。

11) 冒頭には「古稀天子之寶」、末尾には「乾隆御覽之寶」とある。

12) 厳格に比較したのは巻 5 だけであり、その意味ではあくまで感想に止まるが、印象としては大過ないと考える。ただし四庫全書各本が異なる底本に基づく場合があるとの指摘もあり（張春国 2015）、本来この点はより慎重に考えるべきなのだろうが、ひとまずこのように考えておく。

閣本)と相当に異なることも明白な事実としてつとに知られている(梁太済 2004)。

- この点に関連しては、近年邱靖嘉氏が文津閣本・文淵閣本に基づき研究を行っており、
- ・上海図書館本は、劉浦江 2019 にも既に指摘されるように、当初の底本ではなく覆校の際に用いた版本である。
- ・文津閣本と文淵閣本では刪改の状況が異なっており、文淵閣本の方が刪改が甚だしいが¹³⁾、このような状況が生じたのは北京で文淵閣本・文源閣本の覆校作業の後に引き続き文瀾閣本を含む南三閣本の覆校作業が行われたため、熱河で行われた文津閣本の覆校作業に十分に関連資料を持参出来なかったからである。

というような重要な諸点を綿密に論じている(邱靖嘉 2020)。四庫全書の成立過程の研究として、あるいは『会編』の通行本である許本に関連する研究として高く評価されるべきである。ただ邱氏は文瀾閣本については未検討のようなので、その研究にささやかな補足を行うことを本章の目標とする。

それでは手始めに『会編』巻 5-8 を例に、上海図書館本の代替として許本に記される削除指示と、四庫全書各本の当該箇所への対応状況とを照合してみる。なお以下の「津」・「淵」・「瀾」はそれぞれ文津閣本・文淵閣本・文瀾閣本の略であり、(1)・(2)などは各巻内での削除指示に筆者が付した通し番号である。また、削除と修正の複合指示も照合の対象に含めた。

巻 5

- (1) 許本：「蕞爾小夷」を削除指示
 - 津：「蕞爾小邦」に改める
 - 淵：「蕞爾小邦」に改める
 - 瀾：削除
- (2) 許本：「臣屬北虜勢不過虜之一大族」を削除の上で「屬大遼」に修正指示
 - 津：「臣屬北敵勢不過敵之一大族」に改める
 - 淵：「通好大遼勢不過遼之一大部」に改める
 - 瀾：「屬大遼」に改める
- (3) 許本：「者非女眞之能虜所自取也」を削除指示
 - 津：「者非女眞之能敵所自取也」に改める
 - 淵：「者非女眞之能遼所自取也」に改める

13) 文津閣本と文淵閣本で刪改の状況が異なること自体は、許起山 2018 が先んじて指摘している。

瀾：削除

(4) 許本：「其人本不畏女眞女眞今雖得志亦豈能久橫行於虜中哉虜之」を削除指示

津：「其人本不畏女眞女眞今雖得志亦豈能久橫行於敵中哉敵之」に改める

淵：「其人本不畏女眞女眞今雖得志亦豈能久取勝於遼國哉遼之」に改める

瀾：削除

(5) 許本：「虜穢德腥聞」を削除の上で「遼」に修正指示

津：「敵穢德腥聞」に改める

淵：「遼」に改める

瀾：「遼」に改める

卷6

(1) 許本：「見御容驚再拜退而」を削除指示

津：改めず

淵：「見御容驚喜及退而」に改める

瀾：削除

(2) 許本：「中國之主」を削除指示

津：改めず

淵：「仁德之主」に改める

瀾：削除

(3) 許本：「我若生在中國不過與之執鞭捧蓋爲一都虞候而已其畏服如此」を削除指示

津：改めず

淵：「堯之八彩舜之重瞳不過傳聞而已今得見此眞容實願永堅世好」に改める

瀾：削除

卷7なし

卷8

(1) 許本：「女眞決先敗盟」を削除指示

津：改めず

淵：改めず

瀾：削除

- (2) 許本：「臣聞犬戎之性不可以信義結去來無定叛服不常雖成周盛世猶有獫狁之難自古禦戎未見上策漢唐以還或盛或衰乍叛乍服其禦之之術率非良策皆不足爲盛世道故略而不論迄」を削除指示
- 津：「臣聞敵國之性不可以信義結去來無定向背不常雖成周盛世猶有獫狁之難自古禦侮未見上策漢唐以還或盛或衰乍叛乍服其禦之之術率非良策皆不足爲聖世道故略而不論迄」に改める
- 淵：「臣聞敵人之性不可以信義結去來無定叛服不常雖成周盛世猶有獫狁之難自古禦敵未見上策漢唐以還或盛或衰乍叛乍服其禦之之術率非良策皆不足爲聖世道故略而不論迄」に改める
- 瀾：削除
- (3) 許本：「貸螻蟻之命」を削除指示
- 津：「貸傷殘之命」に改める
- 淵：「軫生民之命」に改める
- 瀾：削除
- (4) 許本：「而牧馬」を削除指示
- 津：改めず
- 淵：改めず
- 瀾：削除
- (5) 許本：「歲得之息取之於虜而復以予虜中國初無毫髮損也比年以來榷場之」を削除の上で「其」の追加指示
- 津：「其」に改める
- 淵：「其」に改める
- 瀾：「其」に改める
- (6) 許本：「今則盡爲蕃種」を削除指示
- 津：「今則盡爲蕃族」に改める
- 淵：「今則盡爲敵土」に改める
- 瀾：削除
- (7) 許本：「北虜雖夷狄然久漸聖化粗知禮義故」を削除の上で「遼人」に修正指示
- 津：「北敵雖荒遠然久漸聖化粗知禮義故」に改める
- 淵：「遼人雖外蕃然久漸聖化粗知禮義故」に改める
- 瀾：「遼人」に改める

- (8) 許本：「茹毛飲血」を削除指示
 津：「衽金裹革」に改める
 淵：「國勢日盛」に改める
 瀾：削除
- (9) 許本：「古人謂夷狄相攻中國之福正謂是矣」を削除指示
 津：「古人謂外國相攻中國之福正謂是矣」に改める
 淵：「古人謂敵國相攻本國之福正謂是矣」に改める
 瀾：削除
- (10) 許本：「若論父子之情誰本謂的父耶知有養父而不知有的父是亦不孝也」を削除の上で
 「耳」に修正指示
 津：改めず
 淵：「若論人情古人云撫我則后虐我則仇今日人情大可見矣豈不知耶」に改める
 瀾：「耳」に改める
- (11) 許本：「仲生云諺語有之一馬不備二鞍一女不嫁二夫爲人臣豈事二主燕中士大夫豈不念此僕
 答曰燕人先嫁契丹今恐復嫁女真耳二人相顧大笑」を削除指示
 津：改めず
 淵：「仲生云諺語有之一馬不備二鞍一女不嫁二夫爲人臣豈事二主燕中士大夫豈不念此僕
 答曰燕人先事契丹今恐復事女真耳二人相顧大笑」に改める
 瀾：削除
- (12) 許本：「痛憤北戎腥羶」を削除の上で「契丹」に修正指示
 津：「痛憤契丹暴虐」に改める
 淵：「極言契丹」に改める
 瀾：「契丹」に改める
- (13) 許本：「戎狄之興」を削除の上で「興國」に修正指示
 津：「淳興之勢」に改める
 淵：「外蕃之興」に改める
 瀾：「興國」に改める。
- (14) 許本：「所在肝腦塗地腥聞於天山西良民所遭如此豈不痛心疾首邪」を削除指示
 津：「所在風驅電掃玉石俱焚山西良民所遭如此豈不痛心疾首邪」に改める
 淵：「所在肝腦塗地其鋒甚銳山西良民所遭如此豈不痛心疾首邪」に改める
 瀾：削除

- (15) 許本：「女眞」を削除指示
 津：改めず
 淵：改めず
 瀾：削除
- (16) 許本：「拘囚首虜」を削除指示
 津：「拘囚首魁」に改める
 淵：「拘囚戎首」に改める
 瀾：削除
- (17) 許本：「完我」を削除指示
 津：「令我」に改める
 淵：「從我」に改める
 瀾：削除

以上を、「無視」（何も対応せず）・「修正」（文字の修正で対応）・「削除」（指示通りに対応）に分類して数えると以下ようになる。

	無視	修正	削除
文津閣本	8	16	1
文淵閣本	3	20	2
文瀾閣本	0	0	25

以上からは、文瀾閣本が許本の削除指示に対し圧倒的に対応率が高く、そして文津閣本よりは文淵閣本の方がやや対応の傾向が強いことが見て取れるようである¹⁴⁾。ただしこれだけでは全体に敷衍できるか確定的でない。そのため次に文瀾閣本『会編』の原鈔が伝存する範囲全体に対して、許本に記される削除指示に対して三種の四庫本がどのように対応しているかを、これは数字だけを示すこととする。なおこの数字は削除指示に対応しているかどうかの判断が難しい場合もあるのであくまで概数だが¹⁵⁾、それでも有意な数と考える。

14) 本稿では修正指示に関しては数が膨大になるため検討を省略する。ただし公平を期すために附言すれば、巻5-8を確認した限りの知見であるが、文瀾閣本と他二本の間において修正指示への対応は削除指示への対応ほどの差はみられない。

15) 例えば、指示の一部にのみ対応する場合などがあるためである。

	無視	修正	削除
文津閣本	92	143	3
文淵閣本	70	162	6
文瀾閣本	43	77	117

結論的には、巻5-8のように文瀾閣本が完全に許本に記される削除指示に対応している状況ではないが、それでもその対応率は文淵閣本が圧倒的に高く、そして対応の程度はやはり「文瀾閣本>文淵閣本>文津閣本」と概括出来よう¹⁶⁾。

文津閣本と文淵閣本間の関係は許氏・邱氏の所説を確認したものであるが、文淵閣本と文瀾閣本の関係は新たな知見であり、そしてそこには数字上大きな隔たりが見られる。だが両者はいずれも「四庫底本」を利用して覆校、ここでは特に刪改している点では状況は同様のはずであり¹⁷⁾、この差は偶然だけでは説明しがたい。すると背景として考えられるのは、文瀾閣本が江南に置いて漢人に見せることを前提としたものであったことではないか。そしてこの考えは、性質が近似する今は失われた南三閣の他の二閣（鎮江文宗閣・揚州文匯閣）の『会編』の刪改状況もほぼ同様であったとの想定にもつながるだろう。上記はあくまで想定だが、南三閣の性質を考えるに際しては興味深い点かもしれない。

3 文瀾閣本『会編』補鈔部分と袁本の関係について

本章では文瀾閣本『会編』の補鈔部分について、具体的にはその底本について検討する。第二章で言及したように、文瀾閣本『会編』の補鈔は光緒8(1882)年-14(1888)年における丁丙によるものであった。するとその直前の光緒4(1878)年に袁本が刊行されていることから、文瀾閣本『会編』の底本が袁本であるとの仮説が生じる¹⁸⁾。よって本章は、この仮説が正しいかを議論する形をとる。

16) 許本に記される削除指示が文津閣本の状況とも文淵閣本の状況とも十分に対応せず、他の閣本との関連を想定すべきことは既に許起山2018が指摘している。なお累計では文瀾閣本でさえ削除指示を無視している数は多いが、実のところなぜ当該の文字を削除するように指示したかが私見では理解しがたい場合も多く、そのような場合は対応していないことが多いという状況がある。いずれにせよ、許本に記される刪改の指示は極めて厳格であると言えよう。なお文瀾閣本で一ヶ所判断を保留したため総計が一致しない。

17) 本来この点もより厳格に検討すべきだろうが、検討材料がないのでこのように解しておく。

18) この点については、京都大学人文科学研究所共同研究班「前近代ユーラシア東方における外交と戦争」研究会席上にて井黒忍氏(大谷大学)の示唆を受けた。特に記して謝意を表す。もちろん責任は全て毛利に帰するものである。

さて上記のような検討を行うに当たって、補鈔部分全体を袁本と比較するのは生産的でない。ただし袁本の巻20は後述のようにテキストとして特徴的であるため、同巻に注目することで両者の関連性の有無を確認することが出来る。そして『会編』巻20はその全体が『宣和乙巳奉使行程録』（以下『行程録』と略記）であるため、ここで行論上『行程録』について説明しておこう。

『行程録』は、その名称のとおり宣和7（1125）年に北宋から金に向けて金の第二代皇帝太宗の即位祝賀を目的として派遣された使節の行動を書き留めた記録である。古くは歴史地理研究上、近年では外交儀礼研究上、一定の注目を受けてきた¹⁹⁾。

『行程録』は単行本としては流伝せず、主に『大金国志』と『会編』に収録されたものが知られる²⁰⁾。だが実は袁本巻20所収の『行程録』は、他の『会編』諸本所収の『行程録』とはテキストとして大きな隔りがある。それは『行程録』の古典的研究と言うべき陳楽素がつとに指摘するように²¹⁾、袁本巻20所収の『行程録』は、従前の『会編』所収のテキストと『大金国志』所収のテキストを校合した独自のものであることである²²⁾。以下では袁本・袁本以外の『会編』（ここでは許本で代表）・『大金国志』所収の三種の『行程録』のテキストを適宜提示した上で更に文瀾閣本と対照し、陳楽素の所説を確認しつつ文瀾閣本の位置づけについて検討する。その際紙幅の都合から、各本の『行程録』のうち第一程から第三程までの行程を叙述する部分のみを提示することとする。またテキストの比較が目的であることから、書き下しや現代日本語訳は施さない。

・許本巻20所収『行程録』

第二程、至涿州古郡。

黃帝與蚩尤戰於涿鹿之野、即此地。昔爲契丹南寨、邊城樓壁僅存、及郭藥師舉城内屬、不經兵火、人物富盛、井邑繁庶。近城有涿河・朝李河合范河東流入海、故謂之范陽。

第三程、至良郷縣。

地隸燕山府、經兵火之後、屋舍居民、靡有孑遺、帥臣復加修築、樓壁煥然一新、漸次歸業者數十家。離縣三十里、過蘆溝河、水極湍激、燕人每候水淺深、置小橋以渡、歲以爲

19) 代表的なものとして Chavannes 1898・松井 1913・古松 2007 を挙げておく。

20) その他に『靖康稗史』にも収録されるが、同書が世に知られるのは丁丙による補鈔以後のことであるため、本稿では検討対象としない。

21) 陳楽素 1986 の「『宣和乙巳奉使行程録』校補」。

22) 『靖康稗史』所収のテキストは、構成から見てその袁本から転載したものではないかと言うのが筆者の見立てだが、それはまた別途論じることとする。

常。近年都水監輒於此河兩岸造浮梁、建龍祠宮舍、彷彿如黎陽三山制度、以快耳目今觀、費錢無慮數百萬緡。

・『大金国志』卷40所収『行程録』²³⁾

第一程、自雄州六十里至新城縣。

離州三十里至白溝巨馬河。源出代郡涑水、由易水界至此合流、東入于海。河濶止十數丈、南宋與契丹以此爲界。舊容城縣附雄州歸信縣寄里。自壬寅年冬、于河北岸創築容城縣新壘、過河三十里到新城縣、契丹阿保機入寇、唐莊宗以鐵騎五千敗之于新城、即此地。舊爲契丹邊面、自與宋朝結好、百餘年間、樓壁僅存。

第二程、自新城縣六十里至涿州。

涿州、古涿郡、黃帝與蚩尤戰于涿鹿之野、即此地。昔爲契丹南寨邊城、樓壁並存。及郭藥師舉城內屬、不經兵火、人物富盛、井邑繁庶。近城有涿河・劉李河、合范河東流入海、故名范陽。

第三程、自涿州六十里至良鄉縣。

良鄉乃唐莊宗時趙德鈞鎮邊幽州、歲苦契丹侵鈔轉餉、乃于鹽溝置良鄉縣、即此地、置燕山府。自經兵火之後、屋舍居民靡有孑遺。帥臣復加修築、樓壁突然更新。離良鄉三十里、過盧溝河、水極湍激。每候水淺、深置小橋以渡、歲以爲常。近年都水監輒于此河兩岸造浮橋、建龍祠宮、彷彿如黎陽三山制度。

以上の両者を比較すれば明らかなように、『大金国志』は第一程（直線を引いた二か所のうち一つ目の部分）を含んだ逐日の行程が明記されるのに対して『会編』は第一程を脱している。他方で第三程の内容には波線を引いた箇所のように『会編』の方が『大金国志』より詳細な部分がある。提示した範囲外でも一般に『会編』はこのようにある特定の日程を全脱していることが多いが、他方で記載がある場合は『大金国志』より『会編』の方が詳細な場合も多く、両者のテキストは一長一短の関係にある。

それでは上記の状況を踏まえて、次に袁本の対応箇所を見て行こう。

・袁本卷20所収『行程録』

第一程、自雄州六十里至新城縣。

23) 大金国志校証本（中華書局）に拠る。ただし、校訂の結果による文字の改変・増補は反映していない。

離州三十里至白溝巨馬河、源出代郡涑水、由易水界至此合流、東入于海、河濶止十數丈、南宋與契丹以此爲界。舊容城縣附雄州歸信縣寄里、自壬寅年冬、于河北岸創築容城縣新壘、過河三十里、到新城縣、契丹阿保機入寇、唐莊宗以鐵騎五千敗之于新城、即此地。舊爲契丹邊面、自與宋朝結好、百餘年間樓壁僅存。

第二程、自新城縣六十里至涿州郡。

黃帝與蚩尤戰于涿鹿之野、即此地。昔爲契丹南寨、邊城樓壁並存、及郭藥師舉城內屬、不經兵火、人物富盛、井邑繁庶。近城有涿河・劉李河合范河東流入海、故謂之范陽。

第三程、自涿州六十里至良鄉縣。

良鄉乃唐莊宗時趙德鈞鎮邊幽州、歲苦契丹侵鈔轉餉、乃於鹽溝置良鄉、即此地。隸燕山府、經兵火之後、屋舍居民、靡有孑遺、帥臣復加修築、樓壁煥然一新、漸次歸業者數十家。離城三十里、過盧溝河、水極湍激、燕人每候水淺深、置小橋以渡、歲以爲常。近年都水監輒于此兩岸造浮梁、建龍祠宮、彷彿如黎陽三山制度、以快耳目今觀觀、費錢無慮數百萬緡。

まず直線を引いた箇所は、許本などの『会編』諸本に見えず『会編』では袁本にのみ見える部分である²⁴⁾。袁本巻20所収の『行程録』が『会編』諸本のなかで独特であることが明らかである。しかし当該の記述は『大金国志』の直線部分には重なる部分である²⁵⁾。他方で波線を引いた箇所は、先に見たように『大金国志』には見えず許本を含めた『会編』諸本に見える記述である。そして提示した範囲外を含めて、袁本巻20所収の『行程録』には『会編』諸本と『大金国志』両者の情報を出る記載はない。つまり陳楽素の言うように、袁本巻20所収の『行程録』は『会編』と『大金国志』を校合した独自のテキストと考えるのが妥当である。

それでは上記のような袁本の特徴を踏まえたうえで、次に文瀾閣本の対応箇所を示しておこう。

・文瀾閣本巻20所収『行程録』

第一程、自雄州六十里至新城縣。

離州三十里至白溝巨馬河、源出代郡涑水、由易水界至此合流、東入于海、河濶止十數

24) 民国期の海天書局本及びその影印である大化書局本には当該部分が存在するが、これは袁本を底本としているためなので除く。

25) 特に重要なのは「南宋」という表現である。これは「金から見て南方の宋」を意味し、金の立場に立つ形で叙述される『大金国志』の影響を当該箇所が受けている明証である。

丈、南宋與契丹以此爲界。舊容城縣附雄州歸信縣寄里、自壬午年冬、于河北岸創築容城縣新壘、過河三十里、到新城縣、契丹阿保機入寇、唐莊宗以鐵騎五千敗之于新城、即此地。舊爲契丹邊面、自與宋朝結好、百餘年間樓壁僅存。

第二程、自新城縣六十里至涿州郡。

黃帝與蚩尤戰于涿鹿之野、即此地。昔爲契丹南寨、邊城樓壁並存、及郭藥師舉城內屬、不經兵火、人物富盛、井邑繁庶。近城有涿河・劉李河合范河東流入海、故謂之范陽。

第三程、自涿州六十里至良鄉縣。

良鄉乃唐莊宗時趙德鈞鎮邊幽州、歲苦契丹侵鈔轉餉、乃於鹽溝置良鄉、即此地。隸燕山府、經兵火之後、屋舍居民、靡有遺孑、帥臣復加修築、樓壁煥然一新、漸次歸業者數十家。離城三十里、過盧溝河、水極湍激、燕人每候水淺深、置小橋以渡、歲以爲常。近年都水監輒于此兩岸造浮梁、建龍祠宮、彷彿如黎陽三山制度、以快耳目今觀、費錢無慮數百萬緡。

下線と太字で示したのは袁本との間で異同がある二箇所である。つまり全体的な構成は同様であり、異同は個別の文字レベルに止まる。今回示したのは文瀾閣本巻20の一部であるが、基本的に提示した範囲外においても同様に文瀾閣本巻20は袁本巻20に近似する。

繰り返しになるが袁本の巻20所収『行程録』の構成は独特のものであり、文瀾閣本がそれとほぼ同一であるということは偶然によるものではありえない。つまり、ほぼ同一のテキストと言っていい両者は極めて近い関係性があると強く推定される。そして先述のように袁本の出版が文瀾閣本の補鈔に先行するからには、前者が後者の底本となったと考えるのが自然だろう²⁶⁾。すると文瀾閣本の補鈔部分には、依拠すべき独自の価値はないことになる。ただし袁本を底本とした蓋然性が高いこと自体は、当時の出版状況の反映として一定の情報価値はあるのではないだろうか。

おわりに

以上、本稿では文瀾閣本『会編』について初歩的検討を行い、

26) 今回は関係性が明白に見て取れる箇所として巻20(の一部)を提示したが、他の箇所(巻161-163所収『紹興甲寅通和録』)の比較においても文瀾閣本は袁本と近似するとの結果を得ている。もちろん文瀾閣本が袁本に極めて近い別の版本に基づいた可能性も存在するが、入手の容易さを考えればそこまで想定する必然性は薄いと考える。なお補足すれば、丁氏の蔵書目録である『八千卷樓書目』巻4史部・紀事本末類「三朝北盟会編」には「抄本」と「活字板本」が記され、活字板本=袁本の所蔵が知られる。

- ・原鈔部分については、文津閣本・文淵閣本に比してより許本の削除指示に一致する。
- ・補鈔部分については、袁本を底本としている蓋然性が高い。

という結果を得た。

前者について言えば、文津閣本・文淵閣本の間で既に知られていた四庫全書の各本間の刪改の異同をより詳細に知ることが出来たと言えよう。そしてそれを敷衍すれば、ある書物について四庫本を利用せざるを得ない場合で「夷狄」に関する刪改に配慮が必要な場合には、文津閣本も参照することが推奨されることになるのではないか。逆に清代に四庫本から派生した版本が通行する史書でそれが南三閣に由来するとすれば、刪改が特に深刻である可能性を意識する必要があるかもしれない。

他方で後者からは、文瀾閣四庫全書の復興過程の一端が垣間見えたと言えよう。文瀾閣四庫全書の丁鈔による補鈔部分は、丁氏自身を初めとした江南の蔵書家の協力の結果としてむしろ原鈔部分よりも高い版本的価値が存在する場合があるとも指摘されるが²⁷⁾、当然ながらそれは場合による。『会編』に関して言えば、袁本はさほどに酷い版本ではなからうが、当時としては入手しやすい版本をひとまず利用したという側面も否めない印象である。本稿は当時の学術状況に関して一つの具体的な情報を付け加えることが出来たのではないか。

以上のように本稿では決して華々しい成果があったわけではないが、今後の研究のための基礎固めとしては一定の価値があるのではないかと考えつつ、筆を擱くこととする。

【参考文献】

- 吾妻重二「内藤文庫所蔵の文瀾閣四庫全書について－附：長澤文庫所蔵の文瀾閣四庫全書」（『関西大学東西学術研究所紀要』第52輯、2019年）
- CHAVANNES, Édouard, “Voyageurs chinois chez les Khitan et les Jou-tchen”, *Journal asiatique* 9-11, 1898.
- 陳樂素「三朝北盟會編考」（『求是集』1、広東人民出版社、1986年、初出1936年）
- 古松崇志「契丹・宋間の澶淵体制における国境」（『史林』90-1、2007年）
- 古松崇志「『三朝北盟會編』を読む－亡国の史書－」（京都大学人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究センター編『金（女真）と宋－12世紀ユーラシア東方の民族・外交・軍事』研文出版、2021年）
- 顧志興『文瀾閣四庫全書史』杭州出版社、2018年
- 京都大学人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究センター編『金（女真）と宋－12世紀ユーラシア東方の民族・外交・軍事』研文出版、2021年
- 梁太済「《三朝北盟會編》許刻本卷首彭元瑞題識志疑」（『唐宋歴史文献叢稿』上海古籍出版社、2004年、初出2002年）

27) 例えば呉育良 2013 を挙げておく。

- 劉浦江「《三朝北盟會編》研究」(『遼金史論』中華書局、2019年、初出1998年(鄧宏銘と連名))
- 松井等「許亢宗の行程録に見ゆる遼金時代の滿洲交通路」(南滿洲鐵道株式会社『滿洲歷史地理』2、丸善株式会社、1913年)
- 毛利英介「10～13世紀東アジア國際關係史研究に関する随想」(『中國史學』30、2020年)
- 錢恂『壬子文瀾閣所存書目』浙江公立圖書館、1923年
- 邱靖嘉「國家圖書館藏《三朝北盟會編》明抄本考略——兼與許刻本相較」(『文史』2018-3)
- 邱靖嘉「清修《四庫全書》刪改問題爭議—以校辨《三朝北盟會編》為例」(『清史研究』2019-2)
- 邱靖嘉「《三朝北盟會編》四庫覆校底本考辨—兼論乾隆五十二年覆校《四庫全書》的操弁流程」(『文史哲』2020-6)
- 吳育良「文瀾閣《四庫全書》的補鈔及價值」(『晉圖學刊』2013-1)
- 許起山「四庫本《三朝北盟會編》發覆」(『歷史文獻研究』40、2018年)
- 楊立誠「文瀾閣目索引」(北京圖書館出版社古籍影印室『明清以來公藏書目彙刊』2008、初版1929年)
- 張春國「《四庫全書》閣本所挾底本考」(『圖書館工作與研究』2015-5)
- 張峯「文瀾閣四庫全書史稿」(『文瀾學報』1、1935年)

【付記】本研究は、日本學術振興会の科研費(19K01028 および 20H01323)の助成を受けたものである。